

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
4月5日
(火曜日)

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 土地改良事業施行の認可(農村整備課).....一
- 土地改良事業計画変更の認可(農村整備課).....一
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課).....二
- 山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正(会計課).....二
- 公告
- 国土調査の成果の認証(地域政策課).....二
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....三
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の変更(観光交流課).....三
- 土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課).....四
- 県営大道北地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四
- 県営嘉年下地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五
- 選管告示
- 個人演説会等を開催することができる施設.....五
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の全部改正(五件).....五
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正(二件).....六
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の廃止.....九
- 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の全部改正(二件).....九
- 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正(二件).....九
- 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正(三件).....一〇
- 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の全部改正.....一一

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の全部改正(四件).....一一

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(六件).....一二



山口県告示第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

厚狭郡楠町楠北土地改良区

平成一七、三、二八

山口県告示第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

豊浦郡豊浦町土地改良区

新堤地区

ため池の整備

山口県告示第二百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

防府市大道土地改良区

明昭地区

ため池の整備

山口県告示第二百三十八号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の2中「山口県信用組合 小野田市中央一丁目二番四〇号」を「山口県信用組合 山陽小野田市中央一丁目二番四〇号」に改め、三の(一)の4中「大島漁業協同組合 玖珂郡大島町大字神代四八二五の一」を「大島漁業協同組合 柳井市神代四八二五の一」に、

「厚狭漁業協同組合 厚狭郡山陽町大字郡五五六五の五

室津漁業協同組合 豊浦郡豊浦町大字室津下八八二

豊浦町漁業協同組合 豊浦郡豊浦町大字小串二一〇六の三

豊北町漁業協同組合 豊浦郡豊北町大字神田三七九八の一

角島漁業協同組合 豊浦郡豊北町大字角島二一七一の三

「厚狭漁業協同組合 山陽小野田市大字郡五五六五の五

室津漁業協同組合 下関市豊浦町大字室津下八八二

豊浦町漁業協同組合 下関市豊浦町大字小串二一〇六の三 に改める。

豊北町漁業協同組合 下関市豊北町大字神田三七九八の一

角島漁業協同組合 下関市豊北町大字角島二一七一の三

山口県告示第二百三十九号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

「山口県地域振興部国際課

山口県出納局会計課

山口県出納局会計課

山口県出納局会計課

山口市滝町一番一号

山口市滝町一番一号

山口市滝町一番一号

普通証紙

普通証紙

普通証紙

普通証紙

「山口県豊浦健康福祉センター 豊浦郡豊浦町大字小串五の二」及び

「山口県豊浦健康福祉センター 豊浦郡豊田町大字殿敷一八九三の五」

「厚狭社会福祉事務所 厚狭郡山陽町大字鴨庄八一の六」を削り、

「山口県豊田農林事務所 豊浦郡豊田町大字殿敷一八九二」を

「山口県下関農林事務所 下関市豊田町大字殿敷一八九二」に、

「豊田土木事務所 豊浦郡豊田町大字矢田四三〇の一」を

「豊田土木事務所 下関市豊田町大字矢田四三〇の一」に改める。



(二〇一) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山 口 市	平成十五年五月十六日から平成十六年十月二十六日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	大字仁保中郷の一部

二 認証年月日

平成十七年四月五日

(二〇二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年五月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成十七年三月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 あかり山口作業所

代 表 者 の 氏 名 石川 信子

主たる事務所の所在地 山口市大字下小鯖二一七三番地の二

三 定款に記載された目的

てんかん等を含む障害者のために、教育、福祉及び医療の連携を促進し、障害に対する理解を社会に啓発し、障害者の社会参加を支援するとともに、社会福祉対策の充実に努め、もって誰もが住みよい魅力あるまちづくりに寄与すること。

(二〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十六年十一月十九日山口県公告（七二三）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月五日から同年五月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一一四

二 意見の概要

特に配慮を求めると事項はない。

(二〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十六年十一月十九日山口県公告（七二四）に係る大規模小売店舗について次のとおり小郡町から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月五日から同年五月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び小郡町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新山口新幹線名店街

所在地 吉敷郡小郡町大字下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求めると事項はない。

(二〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十六年十一月十九日山口県公告（七二七）に係る大規模小売店舗について次のとおり小郡町から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月五日から同年五月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び小郡町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新山口新幹線名店街

所在地 吉敷郡小郡町大字下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求めると事項はない。

(二〇六) 公募型プロポーザル方式に係る手続の変更

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始に関する公告（平成十七年山口県公告（一

一七(一)の一部を次のように変更します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

首都圏向け観光キャンペーン業務に関する部分三の(四)を次のように変更する。

(四) 審査

審査は、次の審査員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を平成十七年四月下旬に行う。

西本 達喜

河野 哲男

坂田 光徳

藤田恵一郎

藤原 俊明

松井 邦昭

中部圏向け観光キャンペーン業務に関する部分三の(四)を次のように変更する。

(四) 審査

審査は、次の審査員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を平成十七年四月下旬に行う。

西本 達喜

河野 哲男

坂田 光徳

藤田恵一郎

藤原 俊明

松井 邦昭

(二〇七)市町村が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町村名

周南市

”

縦覧の期間

平成十七年四月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

施行地区

前後山地区

北谷地区

”

事業の種類

ため池の整備

(二〇八)県営大道北地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営大道北地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営大道北地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二〇九)県営嘉年下地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営嘉年下地区担い手育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
県営嘉年下地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十七年四月六日から同月二十五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(二一〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年四月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 工区に含まれる地域の名称
周南市野村一丁目及び野村二丁目(第二工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
日新製鋼株式会社



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
萩市旭活性化センター		萩市大字佐々並二六六一			平成一七、	三、	六		
萩市むつみコミュニティセンター		大字高佐下七四四			"	"	"		

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第六十七号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
萩市旭マルチメディアセンター		萩市大字明木二九五九の一			平成一〇、	四、	一		

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十一年山口県選挙管理委員会告示第六十三号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
柳井市やまびこふれあいセンター		柳井市大島四三六の一三			平成一一、	五、	六		

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十一年山口県選挙管理委員会告示第九十五号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
アクティブやない		柳井市柳井三七一八の一六			平成一一、	一〇、	一一		

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十二年山口県選挙管理

委員会告示第六十七号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下関市菊川ふれあい会館	下関市菊川町大字下岡枝一七	平成二二、六、二

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成十三年山口県選挙管理委員会告示第三十四号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下関市豊浦自然活用総合管理センター	下関市豊浦町大字川棚五二六二の一	平成一三、六、八

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「秋原第一集会所 下関市商工会コミュニ ティホール」	「萩原第一集会所」	「県営住宅中津江団地集 会所」	「長山老人憩の家」	「無田ヶ原老人憩の家」	「河添老人憩の家」	「金谷老人憩の家」	「濁淵老人憩の家」
宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六	宇部市大字西岐波三九一六
豊浦町大字吉永一八六一の一	豊浦町大字吉永一八六一の一	萩市大字椿東三一五	萩市大字椿東三一五	萩市大字椿東三一五	萩市大字椿東三一五	萩市大字椿東三一五	萩市大字椿東三一五
九、二五	九、二五	四、一八	四、一八	四、一八	四、一八	四、一八	四、一八
に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、

土原三区老人憩の家	大字土原五三八の四	〃	〃	〃	〃
萩総合福祉センター	大字江向三五六の三	〃	〃	〃	〃
萩市むつみ農民研修所	萩市大字吉部上三一七一の三	〃	〃	〃	〃
萩市むつみB&G海洋センター	八五三の二三	〃	〃	〃	〃
県営住宅中津江団地集会所	大字椿東三一五	〃	〃	〃	〃
萩市総合福祉センター	大字江向三五六の五	〃	〃	〃	〃
「相島文化センター」を「萩市相島文化センター」に、		〃	〃	〃	〃
「萩市堀内体育館	大字堀内一二七の六	〃	〃	〃	〃
萩市民体育館	大字椿三三九五の一	〃	〃	〃	〃
萩市見島体育館	見島二〇〇二の一四	〃	〃	〃	〃
「萩市田万川コミュニティセンター」	大字江崎三三八	〃	〃	〃	〃
萩市小川コミュニティセンター	大字上小川東分一三三三二	〃	〃	〃	〃
萩市鈴野川農林漁業者等健康増進施設	大字鈴野川一九六〇の五	〃	〃	〃	〃
萩市須佐三原農事集会所	大字須佐二七二七の二三	〃	〃	〃	〃
萩市福栄コミュニティセンター	大字福井下三九九三	〃	〃	〃	〃
萩市福栄老人福祉センター	大字紫福三四四六の一	〃	〃	〃	〃
萩市福栄農業担い手育成センター	〃	〃	〃	〃	〃
「ふたば集会所	柳井市大字柳井二三〇一の四	〃	〃	〃	〃
櫛ヶ峰集会所	大字新庄二二六	〃	〃	〃	〃
新庄北集会所	〃 一五三六の一	〃	〃	〃	〃
黒島会館	大字伊保庄三五〇〇の一	〃	〃	〃	〃
柳井市西福祉センター	大字柳井四八二三の二	〃	〃	〃	〃
下領北団地集会所	美祢市大嶺町東分一九九一の二	〃	〃	〃	〃
「ふたば集会所	柳井市柳井二三〇一の四	〃	〃	〃	〃
新庄北集会所	新庄一五三六の一	〃	〃	〃	〃
柳井市黒島会館	伊保庄三五〇〇の一	〃	〃	〃	〃
柳井市西福祉センター	柳井四八二三の二	〃	〃	〃	〃
瀬戸老人憩の家	神代四二四一の二	〃	〃	〃	〃
本町老人憩の家	大畠一一五三の二	〃	〃	〃	〃

旭村高齢者コミュニティセンター	旭村大字佐々並二四九四の一	二
福栄村コミュニティセンター	福栄村大字福井下三九九三	二四
福栄村老人福祉センター	大字紫福三四四六の一	二
福栄村農業担い手育成センター	二	二

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

個人演説会等を開催することができ施設に関する告示(平成十五年山口県選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「柳井市大字日積四一五〇の一」を「柳井市日積四一五〇の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

個人演説会等を開催することができ施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第二十六号)

個人演説会等を開催することができ施設に関する告示(平成九年山口県選挙管理委員会告示第六十四号)

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十五号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
豊北病院	下関市豊北町大字粟野二三九七	昭和六三、九、二二
医療法人若草会小郡まきはら病院	吉敷郡小郡町若草町三番四号	二

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十二年山口県選挙管理委員会告示第八十八号)の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
下関市立豊浦病院	下関市豊浦町大字小串七の三	平成二、七、二二

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十一年山口県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「柳井市大字余田三六二六の二」を「柳井市余田三六二六の二」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第

十三号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「医療法人社団青寿会武久 病院」 武久町二丁目五三番八号 昭和三三、四、二六を

「医療法人社団青寿会武久 病院」 武久町二丁目五三番八号 昭和三三、四、二六に

山口県厚生農業協同組合連合会滝部病院 豊北町大字滝部三六六九 昭和三四、三、二四に

「稗田病院」 稗田中町八番一八号 昭和三八、四、一八を

「医療法人光の会重本病院」 豊浦町大字黒井九七の五〇 昭和三八、一、二九に

「稗田病院」 稗田中町八番一八号 昭和三八、四、一八に

「横田病院」 彦島田の首町二丁目二八番 昭和三八、二、二二を

「下関市立豊田中央病院」 豊田町大字矢田三六五の一 昭和三八、一〇、一七に

「横田病院」 彦島田の首町二丁目二八番 昭和三八、二、二二に

「柳井市大字伊保庄九五」を「柳井市伊保庄九五」に、「」を「」に、

「」を「」に、「」を「」に、「」を「」に、

「柳井一九一〇の一」に、「」を「」に、「」を「」に、

「豊田中央病院」 豊浦郡豊田町大字矢田三六五の一 昭和三三、一〇、一七

「医療法人光の会重本病院」 豊浦町大字黒井九七の五〇 昭和三八、一、二九

山口県厚生農業協同組合連合会滝部病院 豊北町大字滝部三六六九 昭和三四、三、二四を

共立美東国民健康保険病 院 美祢郡美東町大字大田三八〇〇 昭和三四、三、二四に

共立美東国民健康保険病 院 美祢郡美東町大字大田三八〇〇 昭和三四、三、二四に

「共立美東国民健康保険病 院」 美祢郡美東町大字大田三八〇〇 昭和三四、三、二四に

「共立美東国民健康保険病 院」 美祢郡美東町大字大田三八〇〇 昭和三四、三、二四に

改める。

「」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成五年山口県選挙管理委員会告示第八十七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「医療法人誠公会介護老人保健施設敬愛」を「医療法人徳裕会介護老人保健施設あゆ

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「柳井市大字余田三七二八」を「柳井市余田三七二八」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「豊浦郡菊川町大字下岡枝一一一三」を「下関市菊川町大字下岡枝一一一三」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第八十九号）の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
下関社会保険介護老人保健施設サンビュウ下関	下関市上新地町三丁目四番三六号	平成二、七、一二
下関市豊浦地域ケアセンター	豊浦町大字小串七の三	" "
介護老人保健施設好日苑	防府市戎町二丁目五番一号	" "

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成元年山口県選挙管理委員会告示第二十七号）の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム紫福園	萩市大字紫福六六〇六の一	平成元、六、一九

特別養護老人ホーム錦苑 玖珂郡錦町大字広瀬七五八 " "

山口県選挙管理委員会告示第七十号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十四号）の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームほたるホームとよた	下関市豊田町大字荒木五一の二	平成六、六、一四
軽費老人ホーム（ケアハウス）グリーンハイツとよた	" "	" "
特別養護老人ホームみのり園	美祢市於福町上四〇一七の一	" "

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成六年山口県選挙管理委員会告示第五十三号）の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームむつみ園	萩市大字吉部上三三〇一の一	平成六、一〇、二〇

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十二号）の全部を改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人祥寿園輕費老人ホームケアハウス武久苑	下関市武久町二丁目四八番一八号	平成四、五、二二
社会福祉法人健香会特別養護老人ホームちはるえん	萩市大字明木四七八の一	" "
社会福祉法人光葉会特別養護老人ホーム光葉苑	岩国市大字下三二七の二	" "

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成七年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「阿武郡須佐町大字須佐一三七八の一」を「萩市大字須佐一三七八の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
「山口県貴船園」 社会福祉法人祥寿園特別養護老人ホーム寿海荘	貴船町三丁目四番一号	昭和四六、二、二二
「養護老人ホーム松涛園」 山口県貴船園	武久町二丁目五三番八号	昭和五一、九、二七
特別養護老人ホーム白滝	豊北町大字神田上一八九三	" "
特別養護老人ホーム海荘	貴船町三丁目四番一号	昭和四六、二、二二
社会福祉法人祥寿園特別養護老人ホーム寿海荘	豊北町大字田耕二四二六の一	昭和五〇、九、二九
「特別養護老人ホーム山口市はぎ園」	武久町二丁目五三番八号	昭和五一、"、二七
	大字大井一七二三の六	昭和五五、六、一二

「特別養護老人ホーム山口 県はぎ園 大字大井一七二三の六 昭和五五、六、一二

「特別養護老人ホーム阿北 大字上小川東分一四〇六 昭五七、九、二〇 に、

「柳井市大字伊保庄一の二」を「柳井市伊保庄一の二」に改め、

「養護老人ホーム松涛園 豊浦郡豊北町大字神田上一八九三 " 昭五〇、

「特別養護老人ホーム白滝 大字田耕二四二六の一 昭五〇、九、二九 及び

「特別養護老人ホーム阿北 阿武郡田万川町大字上小川東分一四 昭五七、九、二〇 を

削る。 〇六

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「柳井市大字余田三七六二の一」を「柳井市余田三七六二の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第八十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「特別養護老人ホーム高千 帆苑 小野田市大字有帆六六二の一 " 昭五七、九、二〇 に、

「特別養護老人ホーム豊寿 豊浦町大字厚母郷四四二 " 昭五〇、九、二九 及び

「特別養護老人ホーム高千 帆苑 小野田市大字有帆六六二の一 " 昭五七、九、二〇 を

改め、

「特別養護老人ホーム豊寿 豊浦郡豊浦町大字厚母郷四四二 " 昭五七、九、二〇 を

「特別養護老人ホーム豊寿 豊浦郡豊浦町大字厚母郷四四二 " 昭五七、九、二〇 を

削る。

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十一年山口県選挙管理委員会告示第七十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「豊浦郡菊川町大字下岡枝一〇六四」を「下関市菊川町大字下岡枝一〇六四」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十六年山口県選挙管理委員会告示第三十三号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「柳井市大字日積三二二三」を「柳井市日積三二二三」に改める。

平成十七年四月五日印刷
平成十七年四月五日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)